

## (9) 通所・通園・通院等推進事業

心身障害者施設等へ通所、通園する世帯及び人工透析治療のために通院する方に対して交通費を助成します。

◆対象経費    ア 自家用車又は公共交通機関を利用して、障害児通園施設等へ通所、通園するために必要な経費のうち、1 か月 2, 000 円を超える額

イ 自家用車又は公共交通機関を利用して、人工透析治療のため病院等へ通院するために必要な経費

ウ 県内の心身障がい児・者施設入所者の保護者が帰省、面会時に利用する有料道路の通行料金

◆助成内容    対象経費の 1 / 2 以内（イは 6 万円、ウは 4 万円が上限）

◆窓    □ 福祉支援課障がい福祉係（内線：2115・2116    FAX:0263-52-7732）

## (10) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

◆対 象 者    身体障害者 1～4 級（等級程度により要件が定められています。）

知的障害者 A 1

精神障害者 1 級

◆受付窓口    塩尻警察署（電話：0263-54-0110）

# 6 税 金

## (1) 所得税、市・県民税に関する所得控除

所得税、市・県民税の計算の基礎となる所得から控除が受けられる場合があります。控除の種類や要件は次の窓口で直接お尋ねください。

◆窓    □    【所得税】    松本税務署（電話 0263-32-2790    音声案内）

【市・県民税】    税務課 市民税係（内線：1132～1134）

## (2) 自動車税、軽自動車税の減免

障がい者が、4 月 1 日現在所有し、かつ使用する自家用車について、税の減免が受けられる場合があります。

※減免には、障害程度の区分等の要件及び減免申請できる期限があります。また、同一生計証明書等が必要となる場合がありますので、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

※普通自動車の自動車税と軽自動車の軽自動車税は、どちらか一方しか減免されません。

自動車税の減免を申請する場合は、軽自動車税の減免取下げの申請が必要となります。

◆窓    □    【自動車税】

中信県税事務所（長野県松本合同庁舎内）（電話：0263-40-1905）

【軽自動車税】

税務課 市民税係（内線：1133・1134）

### (3) 利子等の非課税

- ◆内 容 一定の手続きにより、預け入れた預貯金等及び購入した小額公債については、それぞれの制度につき元本350万円を限度として利子等が非課税になります。
- ※郵政民営化法の施行前に障がい者等の郵便貯金の利子所得の非課税制度の適用を受けて預入された郵便貯金の利子については、引き続き非課税が適用されます。
- ◆対 象 者
- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
  - ・障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金等の障害を支給事由とする年金を受けている方
  - ・障害児福祉手当、特別障害者手当、福祉手当を受けている方
- ◆窓 口 ゆうちょ銀行（郵便局）、銀行、証券会社などの金融機関

## 7 その他

### (1) ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、周囲の方へ援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布します。

- ◆対象者 市内に居住しており、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている方（本人または家族の申請に限る）
- ◆窓 口 福祉支援課 障がい福祉係  
（内線：2115・2116・2123 FAX：0263-52-7732）

### (2) 携帯電話基本使用料等の割引

障害者手帳の交付を受けている場合等、携帯電話の基本使用料等の割引があります。詳しくは携帯電話各社の窓口へお問い合わせください。

- ◆窓 口 携帯電話各社の取扱店

### (3) NHK放送受信料の減免

次に該当する場合、NHK放送受信料が減免されます。

| 対 象 要 件                                              | 減 免  |
|------------------------------------------------------|------|
| 視覚障がい又は聴覚障がいにより、身体障害者手帳をお持ちの方が世帯主（※注1）で、放送受信契約者の場合   | 半額免除 |
| 重度の障害者手帳（※注2）をお持ちの方が世帯主（※注1）で、放送受信契約者の場合             |      |
| 公的扶助受給者（生活保護法による扶助を受けている場合など）                        | 全額免除 |
| 受信契約者と同一の世帯に障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税である場合 |      |

※注1 住民基本台帳法にいう世帯主（住民票上の世帯主）